

# 企業主導型保育施設ご利用の方向け補助金のご案内(R7年度版)

★令和7年9月以降のご利用分から、第1子の方も補助対象になります。



## スケジュール

**注意** 最終申請締切：令和8年4月14日 **注意**

申請可能な利用年月	申請締切日	口座振込み時期	次回申請の案内 ※締切日までにご申請された方 にのみ案内をお送りします
第1回(4月～6月分)	令和7年 7月14日	令和7年 8月下旬	令和7年 9月下旬
第2回(4月～9月分)	令和7年10月15日	令和7年 11月下旬	令和7年12月下旬
第3回(4月～12月分)	令和8年 1月14日	令和8年 2月下旬	令和8年 3月中旬
第4回(4月～3月分)	令和8年 4月14日	令和8年 5月下旬	翌年度(予定)

※締切を過ぎてしまった場合も、速やかにご申請ください。次の回で審査の上お支払いいたします。  
なお締切を過ぎた場合、次回のご案内を送付しておりませんので、通知を大切にお控えください。

※ただし、令和8年4月14日までに申請がなかった場合、いかなる場合もお支払いできません。

## 申請方法



- ✓同封されている領収書兼保育提供証明書を保育園に記入してもらってください。
- ✓電子申請でご申請ください。(所要時間:10分程度)
- ✓こちらの二次元コードから申請画面へ進めます
- ✓パソコンからの申請の場合のURLはこちら  
<https://logofom.jp/form/JqMJ/601351>

## 月額補助上限金額

※9月以降、認可外保育施設ご利用分の補助金額が変わります！区側の審査処理で金額の切り替えを行いますので、ご申請方法に変更はございません！

クラス年齢	子どもの順番	令和7年4月～8月 までのご利用分	令和7年9月以降の ご利用分
0から2歳児クラス	第1子	対象外	38,000円
	第2子以降	25,000円	
3から5歳児クラス	第1子	対象外	30,000円
	第2子	20,000円	

※月の初日に世田谷区民であること(世田谷区に住民登録があること)が補助を受ける要件です。

※実費負担額が補助上限額に満たない場合は、実費負担額までの補助となります。

## Q&A

No.	質問	回答
1	郵送で申請することはできますか？	<p>区HPから紙の申請書類のダウンロードが可能です。 ①請求書②家族状況届③領収書兼保育提供証明書を郵送でお送り下さい。 (窓口は、区役所本庁舎第2庁舎2階22番窓口のみです。各総合支所や出張所の窓口では受け付けていないためご注意ください) 郵便事故等もあるため、可能な限り電子申請にご協力ください。</p>
		 <p>区ページID :1523</p>
2	申請の案内が届きません	区からのご案内は、施設から区宛てに提出された名簿をもとに、対象の方のご自宅へお送りしております。ご案内が未着の場合、施設からの名簿のご提出が漏れている可能性がありますので、必ずお電話で(03-6453-4990)までご連絡ください。
3	お問い合わせ番号と施設コードがわかりません	施設コードは空欄でも申請可能です。 お問い合わせ番号は必須入力項目ですので、お電話で(03-6453-4990)までご連絡ください。お問い合わせ番号を記載した送付状をお送りします。
4	企業主導型保育施設を利用しています。区に対して無償化の請求はできますか？	企業主導型保育施設をご利用の場合の無償化(0から2歳クラスの非課税世帯もしくは3から5歳クラスが対象)は、施設が保育料から減額する形で実施します。区からのお支払いはしておりませんので、減額の詳細等は施設に直接お問い合わせください。
5	所得制限はありますか？	世帯の収入に関係なく補助金対象となります。所得によって補助金額が変動することはありません。
6	締め日を過ぎてしまいました。申請はできますか？	締め切りを過ぎてご申請された分は、次の回で審査いたします。ただし、最終提出締め日に申請が間に合わなかった場合、いかなる理由でも補助金はお支払いできません。令和7年度の最終提出締めは令和8年4月14日です。申請漏れにご注意ください。
7	世田谷区から引っ越すことになりました。補助金はいつまで支給されますか？	月の初日に世田谷区民であることが補助要件になるため、住民票が1日時点で別の自治体に異動した場合は転出先の自治体からの補助金支給となります。補助金制度は各市区町村でそれぞれ設定しているため、転出先の市区町村に前もってご相談いただくことをおすすめします。

## 問合せ先

世田谷区子ども・若者部内 幼保補助金事務センター 03-6453-4990 (平日 8:30-17:00 ※庁外のセンターで受電)  
【窓口】〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27(第2庁舎2階22番窓口)保育認定・調整課 認可外保育施設担当